

議案第17号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月24日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

特別職が引き続き経営改革の姿勢を示すべく、市長、副市長及び教育長の給料月額を引き下げる措置及び期末手当基礎額に加算をしない措置を市長の任期満了まで継続するため、条例の一部を改正するものである。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（給料に関する特例措置）

- 3 平成29年4月1日から平成32年10月5日までの間に支給する給料は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から、市長にあつてはその100分の30、副市長にあつてはその100分の27、教育長にあつてはその100分の25に相当する額を減じた額とする。

（期末手当に関する特例措置）

- 4 平成29年4月1日から平成32年10月5日までの間に支給する期末手当は、第4条第3項の規定を適用しないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例の廃止）

- 2 特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例（平成17年富津市条例第7号）は、廃止する。